

名護市農水産物供給強化拠点施設栽培プラント設備設計業務委託に係る  
プロポーザル実施要項

1 目的

現在名護市では、本土から遠隔に位置し、台風被害等の影響を受けやすい本県において、農水産物の物流上の効率性、経済性の向上、安定的な出荷に向けた環境構築を図るため、名護市農水産物供給強化拠点施設整備事業として冷凍冷蔵施設及び植物工場の整備に取り組んでいるところである。

名護市農水産物供給強化拠点施設栽培プラント設備設計業務（以下「本業務」という。）は、植物工場に関する設備について、植物の生育環境を管理・制御できる技術を活用し、安定的に野菜を生産するための設備設計を行うものであり、この要項は本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

名 称：名護市農水産物供給強化拠点施設栽培プラント設備設計業務委託

履 行 期 間：契約締結の日から令和6年3月15日まで

履 行 場 所：名護市字 安和 地内

委託上限額：21,021,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※委託料の上限額を示すものであり、契約額を示すものではない。

委託業務内容：別紙仕様書『名護市農水産物供給強化拠点施設栽培プラント設備設計業務仕様書』によるものとする。

そ の 他：設備工事を施工する際においては、設計意図を正確に伝えるため、本業務の受託者とは栽培プラント設備工事に関する設計意図伝達業務を締結する予定である。

※ただし、議会において予算の議決を得ることを条件とする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、共同企業体等として次に掲げる要件の全てに該当すること。また、構成員全員が(1)～(7)までの要件に全て該当し、かつ(8)または(9)のいずれか一つ以上に該当していること。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

なお、技術提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (6) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (7) 共同企業体に係る留意点
  - ① 共同企業体とは名護市農水産物供給強化拠点施設栽培プラント設備設計業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものをいう。
  - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書【任意様式】を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
  - ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
  - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
  - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (8) 日本国内において、過去10年間に単独企業、又は共同企業体の代表設計者として、植物の生育環境を管理・制御できる技術を活用した同種または、類似する植物工場の設計の元請け・下請けの実績があること。（公共又は民間含む。）
- (9) 日本国内において、同種または類似する植物工場の自社による運営、または他社への栽培指導の実績があること。（公共又は民間含む。）

※上記(8)及び(9)の同種、類似の別については、同種とは植物工場における栽培方法について、完全人工光型による栽培方法によるものとし、類似とは植物工場における栽培方法について完全人工光型以外による栽培方法によるものとする。

#### 4 プロポーザルに関する手続

##### (1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期間
案件公表（公告）	令和5年10月11日（水）
参加表明書の提出期間	令和5年10月11日（水）

	～10月20日（金）午後5時必着
参加資格確認結果通知及びプロポーザル技術提案書類提出要請書の交付	令和5年10月24日（火）
質問書の提出期間	令和5年10月11日（水） ～10月16日（月）正午必着
質問の回答	令和5年10月18日（水）
技術提案書類の提出期限	令和5年10月24日（火） ～11月6日（月）午後5時必着
プレゼンテーション及びヒヤリングの実施	令和5年11月9日（木）
結果通知	令和5年11月13日（月）
契約予定時期	令和5年11月末

(2) 配布資料

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 技術提案提出書【様式2】
- ③ 会社概要表【様式3】
- ④ 業務執行体制表【様式4】
- ⑤ 業務実績表【様式5】
- ⑥ 質問書【様式6】
- ⑦ プロポーザル参加辞退届【様式7】
- ⑧ 参考見積書【様式8】

配布場所：名護市 農林水産部園芸畜産課（担当：宮城）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

- ① 提出期限  
令和5年10月20日（金）の午後5時まで（必着）

- ② 参加表明提出書類  
別紙1「参加表明提出書類について」参照

- ③ 提出方法  
担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※注1 担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

※注2 共同企業体等の参加の場合における提出書類は、代表者が取りまとめて提出すること。

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

- ① 交付日 令和5年10月24日（火）
- ② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）
- ③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

- ① 受付期間  
令和5年10月11日（水）から令和5年10月16日（月）正午まで（必着）

- ② 提出方法  
原則としてFAXにより担当課へ送付すること。また、FAX送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

- ③ 回答方法  
質問及び回答の内容については、名護市ホームページにて公表する。（上記(1)スケジュール表参照）

(6) 技術提案書類等の提出

技術提案資格者は、技術提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、③の方法により提出するものとする。

- ① 提出期限  
令和5年11月6日（月）の午後5時まで（必着）

- ② 技術提案書類等  
別紙2「技術提案書類等について」参照。

- ③ 提出方法  
園芸畜産課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※園芸畜産課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）とする。

(7) プレゼンテーション及びヒヤリング（質疑応答）の実施

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和5年11月9日（木）とする。

- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	25分
質疑応答	15分
合計	40分

- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した技術提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。パワーポイントで説明する場合も同様とする。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、技術提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備することとし、プレゼンテーションで使用を希望する者へ事前に動作や接続確認の機会を与えることとする。
- ⑥ プレゼンテーションの途中において、パソコンの動作不良、本市のプロジェクターとの接続不良等が生じてもプレゼンテーションの中断、やり直しは行わない。
- ⑦ プレゼンテーションの順番は、技術提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑧ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。
- ⑨ 説明者はプレゼンテーションの実施方法に変更がある場合は、事前に連絡を行うこととする。

## 5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、技術提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。
- (2) 本プロポーザルの評価検討は、市が別に定める「名護市農水産物供給強化拠点施設栽培プラント設備設計業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおり選定する。
- (4) 委員会委員1人につき100点を配点する。また、出席委員数に100を乗じた値の6割を最低基準点とする。
- (5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀

提案者とする。

- (6) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- (7) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- (4) 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他、本実施要項に違反した場合

## 7 契約の締結

### (1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した技術提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

### (2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

### (3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を

行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。

- (4) プロポーザルの結果(参加業者名及びその総合評価点数)は、原則公開するものとする。

なお、提出された技術提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。

- (5) 1事業者あたりの技術提案は、1件までとする。

- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式3】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

## 9 問合せ先

名護市 農林水産部 園芸畜産課 園芸係 (担当：宮城)

住所：〒905-8540沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話番号：0980-53-1212 (内線261) F A X：0980-53-7455

メールアドレス：engeichikusan@city.nago.lg.jp

(要項 4(3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左 2箇所ホッチキス留めとし、2部提出するものとする。

① 参加表明書【様式 1】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 3】

ア 記載は1頁以内とする。

③ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）

ア 3カ月以内に発行されたものを提出すること。

(要項 4(6)②関係)

## 別紙 2 技術提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 技術提案提出書類の用紙の大きさはA 4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 技術提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、技術提案書に記載した内容を逸脱してはならない。(要項 4(7)④関係)

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本(技術提案提出書一式): 1部(片面印刷A 4フラットファイル綴じ)
- ② 副本(技術提案提出書一式): 9部(両面印刷A 4フラットファイル綴じ)

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 技術提案提出書【様式 2】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 3】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について (2)②同様。

④ 業務執行体制表【様式 4】

⑤ 業務実績表【様式 5】

⑥ 技術提案【任意様式】

ア 別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ以下のことについて具体的に提案すること。

- ・ 栽培システムについて
- ・ 生産に係る費用について

※注 1 導入に要する費用及びランニングコストの見込み額を提示した上で提案すること。なお、提案する機器・設備については過度な内容とならないよう、必要最低減の機器・設備とすること。

※注 2 上記導入に要する費用については、9.3億円(税込み)以内で実現可能な提案とすること。ただし、この金額については基本設計を参考としたものであり、確定した金額では無く、設計業務を進める中でさらなるコスト縮減を目指すこととする。

イ 業務実施体制を含め、本業務における実施方針を提案すること。

ウ 表紙、目次を除き 10 頁以内とすること。

エ 頁の下部余白に番号を付すこと。

⑦参考見積書【様式 8】

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳を参考見積書に基づき別途【任意様式】別途提出すること。

- (4) 上記(3)で示した書類をフラットファイルに縦置きで①～⑦の順でつづり、①～⑦の項目ごとに合紙を挿入してインデックスを貼付すること。

(要項 5(3)関係)

別紙 3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
1 実績等	実績	1 過去10年における、国内での同種または類似する植物工場の設計実績があるか。 ※同種とは植物工場において、完全人工光型による栽培方法によるものとする。 ※類似とは植物工場において、完全人工光型以外による栽培方法によるものとする。	10
		2 国内において、現在まで同種または類似する植物工場の運営または他社への栽培指導の実績があるか。 ※同種とは植物工場において、完全人工光型による栽培方法によるものとする。 ※類似とは植物工場において、完全人工光型以外による栽培方法によるものとする。	5
	サービス体制	1 緊急時に迅速に対応できるサービス部門があり、アフターサービス体制が確立され、名護市内または沖縄県内に営業所または支店、代理店があるか。	5
2 技術提案	栽培システム	1 生産物（レタス類）について、生産量 [1.3 t /日] 程度を安定的に生産できる設備や機器となっているか。	10
		2 植物工場内で栽培・収穫・出荷作業等に従事する雇用者のための環境配慮がされているか。	10
		3 生産物の品質等を向上させる独自の技術が図られているか。また、独自の設備や機器等を使用している場合、その優位性が説明されているか。	5
	生産費用	1 設備導入にあたり、提案された機器・設備について、数量や単価が妥当性のあるものとなっているか。 また、過度な機器・設備とならないよう、必要最低減の機器・設備で生産効果が発揮できるよう経済性が考慮されているか。	10

		2 設備の運用において、ランニングコストや設備の更新費用等、経費低減策が図られているか。	10
3 実施体制	業務実施方針	1 本業務の実施に当たり、十分な経験、有効な資格、また、業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制か。	5
		2 業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容か。	5
		3 運用開始後の栽培指導や設備の保守管理について技術指導が計画されており、適切な内容となっているか。	5
4 プレゼンテーション	専門技術力及びコミュニケーション能力	1 技術提案書、プレゼンテーション等を通じた業務に対する知見・技術力・積極性。	5
		2 質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5
5 価格	見積価格	配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10

満点：100

(要項 5(3)関係)

別紙 4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

- 1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方を1位とし、1位とした者が多いほうを最優先候補者とする。

(例 1)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例 1 の場合、ア社の得点が高い委員が 3 人、イ社の得点が高い委員が 2 人となるため、ア社を最優先候補者とする。

- 2 1において、どちらも同人数だった場合は、各委員が1位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例 2)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	欠	350
イ社	90	75	95	90	欠	350



	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員審査得点合計
ア社		85		95	欠	180
イ社	90		95		欠	185

※ア社を1位とした委員の合計点数が180点、イ社を1位とした委員の合計点数が185点となるため、イ社を最優先候補者とする。

- 3 2においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。